

平成30年度介護報酬改定Q & A（群馬県版）

【居宅療養管理指導】

※現時点の回答であり、今後国から発出されるQ & A等により変更することがあります。

NO	項目	質問	回答	根拠法令等
1	報酬	居宅療養管理指導の人数の考え方は、医療保険と同様か。	<p>同様である。</p> <p><参考></p> <p>(1) 単一建物居住者の人数について</p> <p>居宅療養管理指導の利用者が居住する建築物に居住する者のうち、同一月の利用者数を「単一建物居住者の人数」という。</p> <p>単一建物居住者の人数は、同一月における以下の利用者の人数をいう。</p> <p>ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している利用者</p> <p>イ 小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービスに限る。）、介護予防小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている利用者</p> <p>ただし、ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなすことができる。また、1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合の居宅療養管理指導費は、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。さらに、居宅療養管理指導費について、当該建築物において当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。</p>	

2	報酬	<p>単一建物居住者で、利用者A(在宅医学総合管理対象者)と利用者Bへサービス提供した場合について、以下の場合は、訪問人数は別にカウントするのか。</p> <p>利用者A 4/2訪問 居宅療養管理指導(Ⅱ) 単一建物居住者1人 294単位 利用者B 4/2訪問 居宅療養管理指導(Ⅰ) 単一建物居住者1人 483単位</p>	<p>利用者Aと利用者Bは単一建物居住者に該当するため以下のとおりとなる。</p> <p>利用者A 居宅療養管理指導(Ⅱ) 単一建物居住者2人~9人 284単位 利用者B 居宅療養管理指導(Ⅰ) 単一建物居住者2人~9人 483単位</p>	
3	報酬	<p>月末に施設入居者が9人から10人へ増えてしまった場合、該当施設のその月の居宅療養管理指導は、算定後(訪問後)であっても単位数を10人以上の場合に変更する必要があるのでしょうか。</p>	<p>月単位で人数を算出するため、10人以上の場合の単位数で算出する。</p> <p>居宅療養管理指導の利用者が死亡する等の事情により、月の途中で単一建物居住者の人数が減少する場合は、当月に居宅療養管理指導を実施する当初の予定の人数に応じた区分で算定する。</p> <p>また、居宅療養管理指導の利用者が転居してきた等の事情により、月の途中で単一建物居住者の人数が増加する場合は、</p> <p>① 当月に居宅療養管理指導を実施する予定の利用者については、当初の予定人数に応じた区分により、</p> <p>② 当月に転居してきた居宅療養管理指導の利用者等については、当該転居してきた利用者を含めた、転居時点における居宅療養管理指導の全利用者数に応じた区分により、それぞれ算定する。</p> <p>なお、転居や死亡等の事由については診療録等に記載すること。</p> <p>例えば、同一の建築物の10名に居宅療養管理指導を行う予定としており、1名が月の途中で退去した場合は、当該建築物の9名の利用者について、「単一建物居住者10名以上に対して行う場合」の区分で算定する。</p> <p>また、同一の建築物の9名に居宅療養管理指導を行う予定としており、1名が月の途中で転入した場合は、当初の9名の利用者については、「単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合」の区分で算定し、転入した1名については、「単一建物居住者10名以上に対して行う場合」の区分で算定する。</p>	<p>※回答訂正 H30.5.29事務連絡 介護保険最新情報 vol.629 平成30年度介護報酬 改定に関するQ&A (Vol.4) 問4</p>
4	報酬	<p>単一建物に別法人の薬局が居宅療養管理指導を実施している場合、当薬局と併せた人数での居宅療養管理指導費を算定するのか。</p>	<p>事業所ごとに人数を算出する。</p>	
5	報酬	<p>中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導の提供の加算については、提出書類はないのか</p>	<p>ない。ただし、運営規程で通常の事業の実施地域を定めることが必要である(H30.4月時点での提出の必要はなし)。 「特別地域加算」又は「中山間地域等における小規模事業所加算」は加算に関する届出が必要である。</p>	
6	運営	<p>通常の事業の実施地域の設定がない場合、どのように設定すればよいか。</p>	<p>事業所ごとに設定していただくこととなるが、市町村単位での設定をお願いしている。 「事業所から半径〇km以内」など、の曖昧な定義は受け付けていない。 利用者が多い地域や定款の地域などを勘案して設定する。</p>	

7	報酬	薬局において、居宅療養管理指導を算定している要介護の利用者が、容態が急変したため薬剤投与が必要となった場合、医療保険の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は算定できるか。	算定できる。	「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」H18.4.1 最終改定H30.3.30
---	----	--	--------	---